

日 時：平成25年11月27日（水）19:00～21:00
場 所：西宮市役所東館8階 大ホール

平成25年度 第1回

西宮市子ども・子育て会議 基準等検討ワーキンググループ

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 基準等検討ワーキンググループのロードマップ等
 - (2) 各基準について（西宮市における現状と国の検討状況）
 - ア 保育所の認可基準
 - イ 幼保連携型認定こども園の認可基準
 - ウ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準
 - エ 地域型保育事業の認可基準
 - オ 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準
 - カ 支給認定基準（保育の必要性の認定）
 - (3) 利用者負担について（西宮市における現状と国の検討状況）
- 3 その他
- 4 閉 会

以 上

委員及び事務局員名簿

座席表

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

資料

- 【資料1】基準等検討ワーキンググループのロードマップ等
- 【資料2-1】保育所の認可基準
- 【資料2-2】幼保連携型認定こども園の認可基準
- 【資料2-3】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準
- 【資料2-4】地域型保育事業の認可基準
- 【資料2-5】放課後児童健全育成事業の設備・運営基準
- 【資料2-6】支給認定基準（保育の必要性の認定）
- 【資料3】利用者負担について

参考資料

- 【参考資料1】保育所の認可基準
- 【参考資料2】幼保連携型認定こども園の認可基準
- 【参考資料3】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業の確認に関する運営基準
- 【参考資料4】地域型保育事業の認可基準
- 【参考資料5】放課後児童健全育成事業の設備・運営基準
- 【参考資料6】支給認定基準（保育の必要性の認定）
- 【参考資料7】利用者負担について

西宮市子ども・子育て会議
基準等検討ワーキンググループ 委員名簿

	氏名	所属団体・役職名等
座長	マエダ マサユ 前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
	イスハラ ダイ 出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長
	ウチダ スミオ 内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長
	オクノ リュウイチ 奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部教授
	キタムラ ヨリオ 北村 頼生	公募市民
	クマガイ チエコ 熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会
	マエダ ヒロミ 前田 公美	はらっぱ保育所（認可外保育施設）園長
	ヨネヤマ キヨミ 米山 清美	にしのみや遊び場つくろう会代表

50音順・敬称略

平成25年度第1回 基準等検討ワーキンググループ 座席表

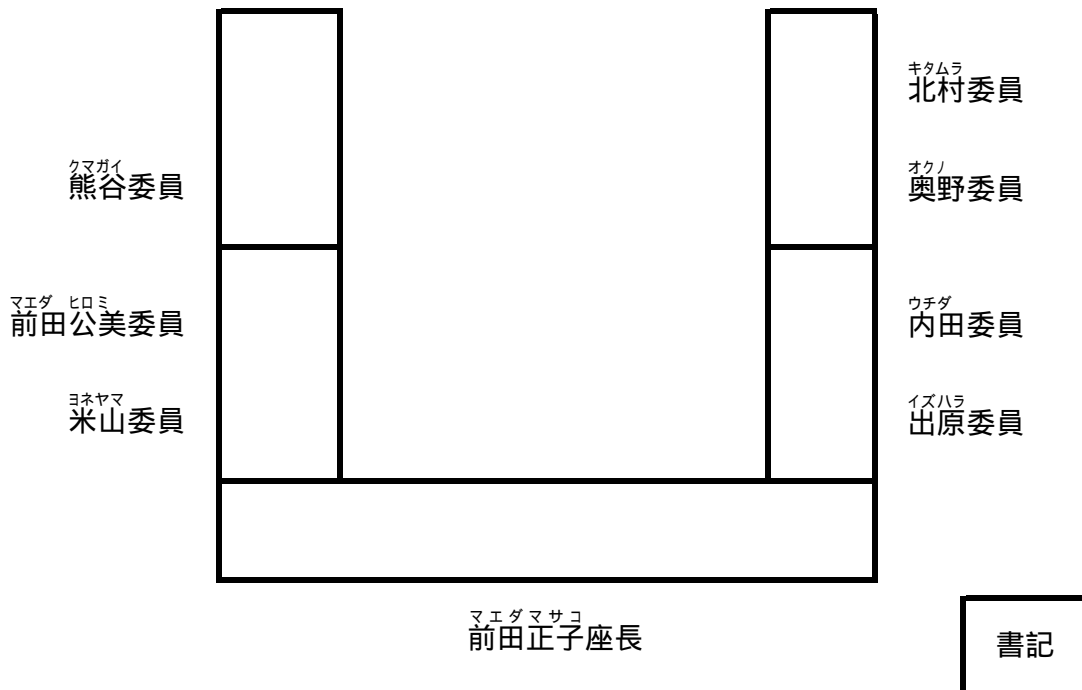
平成25年11月27日（水） 19：00～21：00
西宮市役所東館8階 大ホール

子育て総合センター所長				
マスオ 増尾				

児童福祉施設整備課長	児童発達支援センター・政策担当参事	わかば園事業課長	学校管理課長	教育職員課長	園長会会長
オガタ 緒方	ササキ 佐々木	オガザキ 岡崎	ホシロ 保城	カトウ 加藤	オオエ 大江

児童・母子支援課長	保育所事業課長	こども部参事	学事・学校改革課長	学校教育課長	特別支援教育課長
ニシオカ 西岡	カドサワ 廉沢	フキ 婦木	ナカニシ 中西	ヤマト 大和	ナカハタ 中畑

子育て企画課長	こども部長	健康福祉局参与	学校教育部長
クスモト 楠本	カワト 川戸	ツダ 津田	カキウチ 垣内



ワーキンググループ 事務局職員

こども部長	カワト シシユ 川戸 美子
健康福祉局参与（子育て支援担当）	ツダ テツジ 津田 哲司
子育て企画課長	クスモト ヒロノリ 楠本 博紀
児童・母子支援課長	ニシオカ ヒデアキ 西岡 秀明
保育所事業課長	カドサワ ヒロカズ 廉沢 裕和
参事（保育指導担当）	フキ マサユ 婦木 雅子
児童福祉施設整備課長	オカタ タケシ 緒方 剛
参事（児童発達支援センター・政策担当）	ササキ ヒデキ 佐々木 秀樹
子育て総合センター所長	マスオ ナオユキ 増尾 尚之
わかば園事業課長	オカザキ クニスケ 岡崎 州祐

学校教育部長	カキウチ ヒロシ 垣内 浩
学事・学校改革課長	ナカニシ シノブ 中西 しのぶ
学校教育課長	ヤマト カズヤ 大和 一哉
特別支援教育課長	ナカハタ ヒサコ 中畑 尚子
学校管理課長	ホ シロ カツノリ 保城 勝則
教育職員課長	カトウ シュウジ 加藤 周司
西宮市立幼稚園長会会長	オオエ カズコ 大江 嘉津子

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。
- 3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第6条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉局こども部子育て企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年8月21日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価に関する事項
基準等検討ワーキンググループ	教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業に係る基準に関する事項 支給認定基準に関する事項 利用者負担に関する事項